

# 低所得者に対する介護保険サービス 利用者負担の軽減制度のご案内

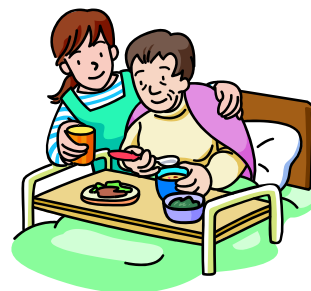
## どんな制度ですか？

低所得者で特に生計が困難な方及び生活保護受給者が、介護保険サービスを利用した場合、利用者負担を軽減する制度です。

社会福祉法人が提供するサービスを利用したときの軽減制度と伊那市の独自事業である社会福祉法人以外の事業所の提供するサービスを利用したときの軽減制度があります。

## 軽減の対象者は？

- **世帯全員が市民税非課税**であって**次の要件をすべて満たした方**のうち、収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難と市が認めた方。
  - (1)年間収入（非課税年金含む）が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
  - (2)預貯金額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。ただし、1世帯500万円を限度とする。
  - (3)日常生活に供する資産以外に、活用できる資産がないこと。
  - (4)利用料負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
  - (5)介護保険料を滞納していないこと。
- 生活保護を受給している方  
個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ全額が軽減となります。
- 特別養護老人ホーム旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の方  
ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ軽減の対象となります。



## 対象となるサービスは？

- ① 訪問介護    ② 通所介護    ③ 短期入所生活介護（ショートステイ）
- ④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護    ⑤ 地域密着型通所介護
- ⑥ 認知症対応型通所介護    ⑦ 小規模多機能型居宅介護
- ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護    ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑩ 介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）    ⑪ 介護予防短期入所生活介護
- ⑫ 介護予防認知症対応型通所介護    ⑬ 介護予防小規模多機能型居宅介護

※ ただし、⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・⑩介護福祉施設サービスは社会福祉法人が行う事業所のみが対象となります。

総合事業については、第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(A2、A3)及び、第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(A6、A7)のみ対象となります。

## 軽減の程度は？

利用者負担の1/4(老齢福祉年金受給者は1/2)を軽減します。

## 利用者負担とは？

利用者負担とは、介護費負担(一割分)と食費及び居住費が対象となります。

対象となるサービス	対象となる利用者負担の範囲
介護福祉施設サービス(特別養護老人ホーム入所)	介護費負担、食費、居住費
短期入所生活介護(ショートステイ)	介護費負担、食費、滞在費
通所介護(デイサービス)	介護費負担、食費
訪問介護(ホームヘルプサービス)	介護費負担

※但し年金収入と合計所得の合計が80万円以下の方は介護福祉施設サービスを利用する際の介護費負担分は高額介護サービス費の軽減が本事業の軽減を上回るため該当にはなりません。

## 利用方法は？



### ○申請

- ・社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度の対象者に該当すると思われる方は、指定の申請書に記入のうえ、下記へ提出してください。申請書の記入漏れがある場合判定ができませんので、**年間収入、預貯金額等の欄は必ず記入して、通帳の写しを添付してください。**
- ・申請書は市役所(各支所)・各総合支所までお持ちいただくか、下記まで郵送してください。
- ・様式は下記窓口または市ホームページに掲載しています。

### ○確認証交付

- ・市は利用者の申請に基づき軽減の対象者を決定し、決定通知を発送します。また、軽減の対象者には確認証を交付します。

### ○軽減

- ・社会福祉法人が行う事業所を利用するときは事業所に確認証を提示してください。事業所は**確認証を提示した利用者に対して利用料の支払時に軽減を行う**こととなります。
- ・社会福祉法人以外の事業所を利用したときは、一度利用者負担を支払っていただいたあと、市から該当者の方に軽減分を支給する償還払いとなります。
- ・軽減の適用は申請月からとなり、毎年7月31日で更新となります。

ご不明な点については下記までお問い合わせください。

- 〒396-8617 伊那市下新田 3050 番地  
伊那市役所 社会福祉課 介護保険係 電話 0265-78-4111 (代表)  
内線 2317・2318
- 高遠町総合支所 市民福祉課 保健福祉係 電話 0265-94-3696 (直通)
- 長谷総合支所 市民福祉課 保健福祉係 電話 0265-98-1144 (直通)